

よくある質問(FAQ)

- Q 1 - 1 業者登録についての案内はどこにありますか？
- Q 1 - 2 会社登録番号がわかりません。
- Q 1 - 3 総合評定値通知書はいつのものでもよいのでしょうか。
- Q 1 - 4 工事経歴書については、記載事項がほぼ同じ書類を国や地方自治体等に提出しているのですが、それをそのまま用いても構わないのでしょうか。
- Q 1 - 5 前回の登録後、会社の合併・分割等があったのですが。
- Q 1 - 6 申請書類の提出方法はどのようになっているのですか。
- Q 1 - 7 行政書士事務所が事務手続きを代行しており、申請書類に関する問合せについては担当事務所まで連絡を欲しいのですが。
- Q 1 - 8 工事経歴書の請負代金額は、税込でも構わないのでしょうか。
- Q 1 - 9 工事経歴書には、J R Aからの受注分のみを記載するのでしょうか。
- Q 1 - 10 総合評定値通知書の取得後、資本金が変更となったのですが。

◆建設業者（更新）

- Q 2 - 1 資格申請受付システムで更新申請をしようとしたところ、「更新申請」のボタンがありません（「新規申請」のボタンしかありません）。
- Q 2 - 2 会社登録票が届きません。
- Q 2 - 3 違う会社の会社登録票が届いたのですが。
- Q 2 - 4 会社登録票は提出する必要はないのでしょうか。前回の登録では提出したのですが。
- Q 2 - 5 会社登録票に記載されている建設業許可番号が異なるのですが。
- Q 2 - 6 代表者が前回の登録から変更となっているのですが。
- Q 2 - 7 総合評定値通知書の取得が申請期間に間に合わないのですが。
- Q 2 - 8 本社が移転する予定なのですが。

◆測量・建設コンサルタント等

- Q 3 - 1 資格申請受付システムで更新申請をしようとしたところ、「更新申請」のボタンがありません（「新規申請」のボタンしかありません）。
- Q 3 - 2 申請時に入力する有資格者数について、1人でいくつかの資格を持っている場合はどのように記載するのでしょうか。

Q 3 - 3 申請時に入力する測量等実績高について、業務内容によって実績高を色分けしていないため、「建築関係コンサルタント業務」・「土木関係コンサルタント業務」・「設備関係コンサルタント業務」の3種類に区別することが難しいのですが。

- 回答 -

Q 1 - 1 業者登録についての案内はどこにありますか？

<http://company.jra.jp/etc/etc01/02/index.html>

トップページ→企業情報→工事・調達情報→工事の発注等に関するお知らせ→競争参加資格等に関する事項の該当部

Q 1 - 2 会社登録番号がわかりません。

番号については、前回登録時に郵送した通知書に記載されております（更新建設業者にのみ郵送した会社登録票にも記載されております）。

Q 1 - 3 総合評定値通知書は、いつのものでもよいのでしょうか。

総合評定値通知書の有効期限は、審査基準日から1年7ヶ月です。有効期限内のものをご提出ください。

令和5年初からの資格付与につきましては、審査基準日が令和3年3月15日以降の総合評定値通知書が有効となります。

Q 1 - 4 工事経歴書については、記載事項がほぼ同じ書類を国や地方自治体等に提出しているのですが、それをそのまま用いても構わないのでしょうか。

必要な項目が網羅され、かつ請負代金額が消費税抜きの額で記載されていたら、そちらのコピーで構いません。

Q 1 - 5 前回の登録後、会社の合併・分割等があったのですが。

変更後の総合評定値通知書を添えて、変更後の内容で申請を行ってください。

Q 1 - 6 申請書類の提出方法はどのようになっているのですか。

インターネット経由（下記アドレス）で「日本中央競馬会競争入札参加資格申請受付システム」にアクセスし、予備登録を行ったうえで必要事項を入力し、必要書類をPDFまたはJPEG形式でアップロードして送信してください。

<https://jra.efftis.jp/crs/ep-application/AppVenLogin.do?methodName=execVenLogin>

書面による申請は、インターネット環境を利用できない方、もしくはスキャン機能がある機器を有しておらず、添付書類のデータ化ができない等の理由から添付書類のデータ提出ができない方に限ります。

これらの場合、郵送により提出してください。受付期間内必着です（書留不可）。受付確認ご希望の方は、官製ハガキ（返信宛名を記載したもの）を同封してください。なお、書面による申請の場合、電子申請より審査に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

Q 1 - 7 行政書士事務所が事務手続きを代行しており、申請書類に関する問合せについては担当事務所まで連絡を欲しいのですが。

連絡については行政書士事務所にいたします。

なお、申請の際には、「競争参加資格審査の申請について行政書士事務所へ権限を委任する」旨を記載した委任状を作成し、資格申請受付システム内「添付ファイルアップロード」→「③委任状」欄にPDFまたはJPEG形式でアップロードしてください。

資格認定通知書は、申請者本人に郵送されます（代理受領はできませんのでご了承ください。）。

Q 1 - 8 工事経歴書の請負代金額は、税込でも構わないでしょうか。

要領に記載のとおり、税抜価格にてご提出ください。

Q 1 - 9 工事経歴書には、J R Aからの受注分のみを入力するのでしょうか。

いいえ。元請業者はJ R Aに限らず、御社の主な完成工事について入力してください。

Q 1 - 10 総合評定値通知書の取得後、資本金が変更となったのですが。

総合評定値通知書が基準となりますので、申請時に特段の入力は必要ありません。

◆建設業者（更新）

Q 2 - 1 資格申請受付システムで更新申請をしようとしたところ、「更新申請」のボタンがありません（「新規申請」のボタンしかありません）。

このシステムから初めて申請を行う業者は、「更新申請」であっても「新規申請」となりますので、「新規申請」のボタンから手続きを行ってください。

Q 2 - 2 会社登録票が届きません。

8月24日に送付しております。翌週になっても届かない場合は確認いたしますので、会社登録番号を事前に調べられたうえで施設総務課までお問い合わせください。

Q 2 - 3 違う会社の会社登録票が届いたのですが。

至急、正しい登録票を郵送いたしますので、施設総務課までお問い合わせください。

Q 2 - 4 会社登録票は提出する必要はないのでしょうか。前回の登録では提出したのですが。

今回の登録は、インターネットでの申請が原則となりますので、弊会から送付した会社登録票を提出していただく必要はありません。

会社登録票は現在の登録状況を確認するためにご使用ください。

Q 2 - 5 会社登録票に記載されている建設業許可番号が異なるのですが。

建設業許可番号は総合評定値通知書に登録のある番号を入力してください。

Q 2 - 6 代表者が前回の登録から変更となっているのですが。

資格申請受付システム内「業者基本情報」→「本社・代表者情報」→「代表者氏名」欄に、新しい代表者名を入力してください。（「変更届」の提出は、本申請の提出をもって代えさせていただきます。）

Q 2 - 7 総合評定値通知書の取得が申請期間に間に合わないのですが。

締め切りは令和4年10月14日（金）となっておりますので、この期間内に申請受付が完了すれば、令和5年初からの登録が可能です。

なお、令和4年10月14日（金）までに総合評定値通知書の発行が間に合わない場合におかれましては、施設総務課までご連絡ください。

Q 2 - 8 本社が移転する予定なのですが。

移転が令和4年内に実施されるのであれば、移転後の新しい住所を申請時に入力してください。

移転が令和5年以降に実施されるのであれば、移転前の住所で申請いただき、移転後に「変更届」にて住所変更の届出をお願いいたします。

◆測量・建設コンサルタント等

Q 3 - 1 資格申請受付システムで更新申請をしようとしたところ、「更新申請」のボタンがありません（「新規申請」のボタンしかありません）。

このシステムから初めて申請を行う業者は、「更新申請」であっても「新規申請」となりますので、「新規申請」のボタンから手続きを行ってください。

Q 3 - 2 申請時に入力する有資格者数について、1人でいくつかの資格を持っている場合はどのように記載するのでしょうか。

延べ人数で入力してください（それぞれの資格で1人と数えます）。

Q 3 - 3 申請時に入力する測量等実績高について、業務内容によって実績高を色分けしていないため、「建築関係コンサルタント業務」・「土木関係コンサルタント業務」・「設備関係コンサルタント業務」の3種類に区別することが難しいのですが。

各コンサルタント業務の実績高は、下記の工事に則した金額を入力してください。

【建築関係コンサルタント】 建築一式工事・鋼構造物工事・塗装工事・
防水工事・内装仕上工事

【土木関係コンサルタント】 土木一式工事・ほ装工事・しゅんせつ工事・造
園工事・さく井工事・水道施設工事

【設備関係コンサルタント】 電気工事・管工事・機械器具設置工事・
電気通信工事・消防施設工事

「実績高の中身を、建築・土木・設備関係を特に色分けしていない」場合につきましても、業務内容を精査いただき、建築・土木・設備のいずれかに振り分けていただくようお願いいたします。

【 お問い合わせ先 】

日本中央競馬会 施設部 施設総務課

メールアドレス touroku-koji@jra.go.jp

電話番号：03-3591-5251（メールでの問合せにご協力ください）

受付時間：水～金曜日（祝日除く）の午前10時～午後4時まで（正午～午後1時除く）